

2025年1月30日

金融情報システムセンター

## 会員との意見交換等から確認できる関係者の認識・取組状況

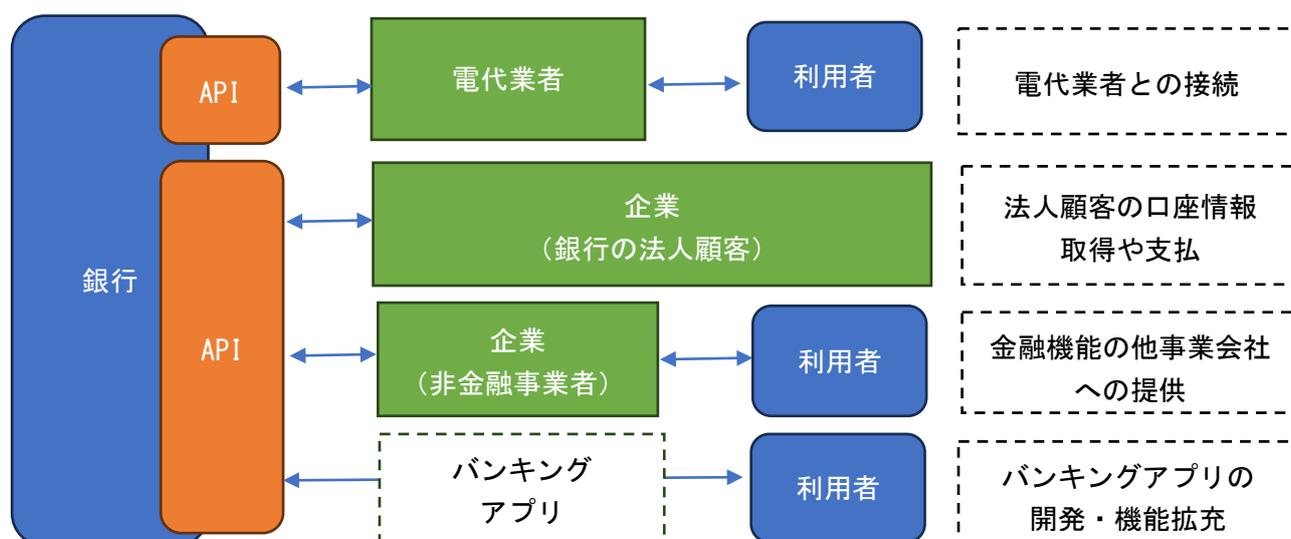
### <銀行が電代業者に提供するオープンAPIに関する認識・取組状況>

- 銀行が電代業者に提供するオープンAPIについては、参照系APIは、銀行において既に普及している一方、更新系APIは、技術的なフィージビリティに関して、セキュリティ面の強化、責任分界などの考慮事項があり、実装は簡単ではないと認識されている。また、参照系API、更新系APIともに、銀行にとっては収益機会の獲得が難しいと考えられている。

### <オープンAPI以外のAPI接続<sup>1</sup>の活用状況>

- オープンAPI以外のAPI接続に関しては、①銀行の法人顧客の口座情報取得や支払等において当該法人顧客のニーズに適した方法での銀行・企業間の直接接続、②銀行による金融機能の他事業会社への提供（BaaS基盤の提供）、③バンキングアプリの開発・機能拡充、などにおいて、銀行は利用者の預金口座残高を移動することができるAPI接続を活用している。

### ▽ 銀行におけるAPI接続のイメージ



<sup>1</sup> 本ペーパーでは、電代業者への提供を目的として外部に一般公開されているAPIを「オープンAPI」と総称（預金者の委託に基づき、電代業者が銀行から口座情報を取得し、預金者等に提供する際に利用するAPIを「参照系API」、預金者の委託に基づき、電代業者が銀行に対し、送金の指図等を伝達する際に利用するAPIを「更新系API」として取り扱う。）し、電代業者への提供を目的としないAPI接続を「オープンAPI以外のAPI接続」として取り扱う。

## 1. 会員との意見交換等から確認できる関係者の認識・取組状況

### (1) 銀行

#### (銀行における API 接続の活用状況)

- 銀行では、電代業者向けに提供する API 接続サービスのほか、銀行が法人顧客のニーズに応じて銀行・企業間で直接接続する API 接続、金融機能の他事業会社へ提供（BaaS 基盤の提供）、バンキングアプリの開発・機能拡充などにおいて、API 接続技術が活用されている。
- 銀行が電代業者向けに提供する API 接続サービスは、2018 年の改正銀行法の施行により、家計簿や会計サービス等で提供されている。これに加え、銀行・企業間で直接接続する API 接続については、コロナ禍を経て、企業が業務効率化・DX 化を進める中で、法人顧客の関心が高まってきている。また、独自に API や関連基盤を構築している銀行などでは、金融機能の他事業会社への提供（BaaS 基盤の提供）により外部との連携を推進している。バンキングアプリの開発・機能拡充に関しては、スマートフォンが普及する中で、地域金融機関も含め多くの銀行が、預金者の利便性向上や店舗事務の効率化とあわせて取り組んでいる。

#### (更新系 API / 利用者の預金口座残高を移動することができる API 接続の活用状況)

- 銀行が電代業者向けに提供する API 接続サービスに関しては、参照系 API は普及している一方、更新系 API はこれに比べると低位であり、銀行が更新系 API のニーズの高まりを感じる機会は少ない。
- 銀行・企業間で直接接続する API 接続サービス、金融機能の他事業会社への提供（BaaS 基盤の提供）、バンキングアプリでは、利用者の預金口座残高を移動することができる API 接続も活用されている。

### (2) IT ベンダー

#### (銀行の API 提供に向けたサポート)

- IT ベンダーでは、銀行の API 提供をサポートする立場から、銀行が API 連携サービスを利用しやすい環境整備に取り組んでいる。銀行への技術サポートに加えて、銀行からの依頼等を受けた API 接続先に対する説明やサポート、API 開発者向けポータルサイトを通じたソリューション事例に関する情報発信、銀行への定期アンケートによる機能改善にかかるニーズ把握、API によるアクセス回数の増加が利用料金に影響しない価格体系の導入などを継続的に取り組んでいる。また、銀行と電代業者をつなぐコミュニケーションのハブとしての情報提供や助言にも取り組んでいる。

### (API 連携サービスの提供と標準化に向けた取組み)

- ITベンダーでは、銀行のニーズに応じた API 連携サービスが提供できるよう、API 提供基盤を用意している。
- 銀行への API 提供に当たっては、銀行間の差をなるべく少なくし、API 接続先と銀行の調整負担の低減等を目指し、実装の標準化に向けた取組みが行われている。実装の標準化には、銀行の協力・了解が必要となるため、提供する API の種類を定型化し安価で提供したり、OAuth 2.0 を適用し安全性を高めるなど、銀行がメリットを実感できる内容で提案されている。一方、接続先の機器やシステム仕様の制約もあり、細部まで統一するのは難しい状況。また、異なるベンダー間では設計思想の違いもあり、標準化についての限界も認識されている。

### (3) 電代業者

#### (技術的な課題について検討・情報発信)

- 電代業者では、技術的な課題に関して、改善策の方向性について業界関係者で議論を進めている。銀行における認証方式の採用・検討状況等について情報収集を進めながら、立場の差を踏まえた課題認識の共有や検討に取り組んでいる。

#### (個社の取組み状況)

- 電代業者では、個人の資産形成や中小企業の生産性向上をはじめ、多様な新サービスの創出・提供に取り組んでいるが、全体として、更新系 API を活用した取組みはそれほど多くない。

## 2. 調査研究レポートの公表

- オープン API の利活用の状況や課題への取組状況について、関係者との意見交換等を通じて確認できた情報や本連絡会での議論に関しては、別途、当センターで調査研究レポートとしてまとめたうえで、今後、情報発信していくことを想定。

以 上

## (参考) オープン API に関する最近の海外の動き

✓ 米国消費者金融保護局 (CFPB: Consumer Financial Protection Bureau) が金融機関の口座データの無償提供にかかる規則を公表 (2024 年 10 月 22 日)

米国の CFPB が、金融機関の口座データの無償提供にかかる規則を公表。本規則は、ドッド・フラック法<米金融規制改革法>1033 条に関連する、金融機関の口座データの提供に関するもの。2010 年にオープンバンキングが義務付けられた後、執行可能な規則類が整備されず、事実上、休眠状態となっていたが、昨年 10 月に本規則が公開されたことで、口座データの無償提供が義務化。CFPB は、本規則を個人の金融データにアクセスする新しい権利を与えるものと説明している。

オープン API による接続の整備期間を考慮し、大手金融機関は 2026 年 4 月、小規模金融機関は 2030 年 4 月まで猶予期間が設けられている。

なお、CFPB に関しては、ドナルド・トランプ政権の下で、廃止論についての報道もみられる。

✓ 英国財務省 (HM Treasury) が「National Payments Vision」を公表 (2024 年 11 月 15 日)

英国財務省が「National Payments Vision」(NPV)を公表。NPV は、経済成長を促すため英国決済セクターの強化を目指したものであり、政府、規制当局、ペイメントセクターが、次世代技術を活用しつつ、信頼かつ世界をリードできるペイメントエコシステムを構築するための道筋としてまとめられている。

オープンバンキングについては、イノベーションおよび競争促進の観点で言及 (Chapter 3) されており、データ保有者でありオープン API を無償提供している金融機関の現在の経済的状況を、「オープンバンキングの発展を推進・投資・支援するインセンティブが持てない状況」と評価したうえで、持続可能な商業モデルの確立の重要性を指摘している。また、データ保有者がイノベーションと投資を促進する商業モデルに基づくべきという点に関しては、政府が今後の規制フレームワークを通じ、これを支援する姿勢が示されている。

オープンバンキングの監督に関しては、今後、FCA (Financial Conduct Authority<金融行動監視機構>) が主導するとされており、英国規制当局として、NPV のビジョン達成に向けた取り組みが進められる。

<NPV の構成>

Chapter 1 Introduction<導入>

Chapter 2 Strengthening the foundations of today<今日の基盤の強化>

Chapter 3 Building for tomorrow - driving innovation, facilitating competition and ensuring security<明日のための構築-イノベーション推進、競争促進、安全確保>

Chapter 4 Implementing the National Payments<国家決済ビジョンの実施>

—— NPV は、上記の 4 章で構成されており、オープンバンキングは、Chapter 3 の中でイノベーションおよび競争促進の観点で言及されている。具体的には、「オープンバンキングを通じたシームレスな口座間支払の実現」(3.6-3.10)、「オープンバンキングに対する政府の願望」(3.11-3.18)、「規制責任の明確化」(3.19-3.26)、「持続可能な商業モデルを通じたイノベーションの促進」(3.27-3.34)、「オープンバンキングの消費者保護」(3.35-3.37)に関して論じられている。Chapter 3 では、このほか、「安全で信頼できるデジタル ID」、「デジタルポンドの可能性」、「決済エコシステムの安全性の確保」といったセキュリティ面等について論じられている。

以 上